

# 介護サービスを安心して利用するために 費用負担の支援制度

介護サービスを利用する際、収入や生活状況に応じて費用を軽減できる制度を紹介します。



## 居宅サービス利用者負担の助成 1002339

問合せ 介護高齢課認定給付係 ☎内線 3151

収入が少なく、特に生活が困難な人が介護保険の居宅サービスを利用する場合、利用者負担の助成を行います。

### 助成期間

来年6月末日までを期間とし、申請した月から助成

### 助成金額

対象サービスの自己負担額の2分の1を助成

※高額介護（予防）サービス費が支給される場合は、当該支給額を控除した額の2分の1

### 申請方法

申請書と世帯の収入に関する届出書を介護高齢課認定給付係へ

対象要件	対象サービス
<p>市内に住所があり、下記全てに該当する人</p> <p>①介護保険の要介護（要支援）認定者、または総合事業対象者</p> <p>②生計を同じくする世帯全員が市民税非課税であること</p> <p>③前年分における世帯員の収入の合計額が介護保険料と利用者負担額を支払ったときに生活保護基準を下回るか、それと同程度であると認められる世帯であること</p> <p>④被保険者本人に課せられている介護保険料、医療保険料などを完納していること</p> <p>⑤資産を活用してもなお、生活が困窮の状態にあること</p>	<p>▽訪問介護 / 訪問入浴介護 / 訪問看護 / 訪問リハビリテーション / 通所介護 / 通所リハビリテーション / 短期入所生活介護 / 短期入所療養介護 / 福祉用具貸与 / 夜間対応型訪問介護 / 認知症対応型通所介護 / 小規模多機能型居宅介護 / 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>▽介護予防訪問介護 / 介護予防訪問入浴介護 / 介護予防訪問看護 / 介護予防訪問リハビリテーション / 介護予防通所介護 / 介護予防通所リハビリテーション / 介護予防短期入所生活介護 / 介護予防短期入所療養介護 / 介護予防福祉用具貸与 / 介護予防認知症対応型通所介護 / 介護予防小規模多機能型居宅介護 / 介護小規模多機能型居宅介護 / 第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業 / 第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業</p>

## 社会福祉法人施設利用者の負担軽減 1002338

問合せ 介護高齢課介護保険係 ☎内線 3148

県が指定した社会福祉法人が運営する介護施設などでサービスを受ける場合、生活が困難な人に対して利用者負担額が軽減されます。

### 申請方法

申請書と収入や資産、扶養状況に関する申告書を介護高齢課介護保険係へ



対象になる人の基準	軽減割合	対象サービス
<p>高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税または免除されている人（生活保護受給者は除く）</p>	50/100	<p>短期入所生活介護 / 認知症対応型通所介護 / 小規模多機能型居宅介護 / 訪問介護 / 通所介護（以上、介護予防を含む）</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護 / 夜間対応型訪問介護 / 地域密着型通所介護 / 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 / 複合型サービス / 介護福祉施設サービス / 第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業 / 第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業</p>
<p>世帯全員が市民税非課税または免除されていて、下記全てに該当する人（生活保護受給者は除く）</p> <p>①年間収入が単身世帯 150 万円以下で、世帯員が1人増えるごとに 50 万円を加算した額以下</p> <p>②預貯金や有価証券などの額が単身世帯 350 万円以下で、世帯員が1人増えるごとに 100 万円を加算した額以下</p> <p>③日常生活のために必要な資産以外に利用できる資産などを持っていない</p> <p>④負担能力のある親族などに扶養されていない</p> <p>⑤介護保険料を滞納していない</p>	25/100	
<p>生活保護受給者の個室の居住費（滞在費）のみ</p>	100/100	